



平成30年4月27日

【照会先】

埼玉労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 馬場 一明

室 長 補 佐 齊藤 篤志

(代表電話)048(600)6210

報道関係者各位

## 「平成30年度労働行政運営方針」を策定しました！

### ～働きやすさと働きがいのある職場づくりを～

埼玉労働局（局長 荒木 祥一）は、今般、「平成30年度埼玉労働局労働行政運営方針」を策定しました。

今年度の労働行政運営方針では、働き手の確保と労働生産性の向上に向けて、過労死等防止をはじめ長時間労働の抑制、休暇取得促進等による施策の推進など、公正、適正で納得して働くことのできる環境を整備するための施策を推進し、「働きやすさと働きがいのある職場」の実現を目指します。

埼玉労働局では、地域の総合労働行政機関としての機能及び、国の機関として全国ネットワークを有する長所を発揮しつつ、計画的・効率的かつ地域に密着した行政を展開していくこととしており、労働行政運営方針の内容を、事業主をはじめ関係する方々に理解していただくため、「労働行政のあらまし」を作成し、あらゆる機会に周知していくこととしています。

なお、この労働行政のあらましは、埼玉労働局ホームページに掲載しています。

[https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu\\_naiyou.html](https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou.html)